

長崎県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課LINE運用ポリシー

1 目的

本ポリシーは、長崎県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課（以下「当課」という。）のLINEアカウント「長崎県警察サイバー犯罪対策課」（以下「サイバー課LINEアカウント」という。）の運用に関し必要な事項について定めるものです。

2 基本方針

サイバー課LINEアカウントは、サイバー犯罪の被害防止に関する各種情報の発信を主として運用するものであり、原則として返信等を行いません。

3 用語の定義

本ポリシーにおける用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

(1) アカウント

LINEのサービスを利用する権利又は登録した名称をいいます。

(2) タイムライン

アカウントのホーム上に文章や画像等を投稿することをいいます。

(3) コメント

タイムラインへの投稿に対し、感想等を投稿することをいいます。

(4) トーク

個人アカウントとサイバー課LINEアカウントの相互間におけるコミュニケーションのことをいい、「1対1トーク」及び「グループトーク」に分別されます。

4 運用方法

サイバー課LINEアカウントは、当課の職員が以下のとおり運用します。

(1) 発信する情報の内容

- ア サイバー犯罪の被害防止に関する情報
- イ その他、当課課長が必要と認める情報

(2) コメント及びトークへの返信

原則として、サイバー課LINEアカウントのタイムラインに投稿されたコメント及びトークには返信しません。

(3) アカウントの閉鎖

サイバー課LINEアカウントは、予告なく閉鎖する場合があります。

5 免責事項

- (1) 当課は、利用者がサイバー課LINEアカウントの情報を用いて行うあらゆる行為について一切責任を負いません。
- (2) 当課は、利用者により投稿されたサイバー課LINEアカウントに対するコメント及びトークについて一切責任を負いません。
- (3) 当課は、アカウントに関連して、利用者又は第三者間におけるトラブル又は紛争について一切責任を負いません。

6 禁止事項

サイバー課LINEアカウントでは、次に該当する行為を禁止します。

これらの行為を発見した場合は、予告なく削除又はアカウントのブロックを行うことがあります。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれのあるもの
- (2) 特定の個人、団体等の名誉若しくは信用を傷つけ、又は誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 長崎県警察又は第三者の著作権、肖像権、知的財産権等を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人権、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽、事実と異なる内容、単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報をも特定、開示、漏えいするなどプライバシーを侵害するもの
- (10) 他の利用者又は第三者になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) サイバー課LINEアカウントの発信内容の一部又は全部を改変するもの
- (13) サイバー課LINEアカウントの発信する内容に関係ないもの
- (14) その他当課が不適と判断するもの

7 知的財産

サイバー課LINEアカウントに投稿している文章、画像等に関する知的財産権は、長崎県警察又は正当な権利を有する者に帰属します。

8 個人情報の取扱い

サイバー課LINEアカウントの運用により取得した個人情報については、長崎県個人情報保護条例に基づき取扱います。

9 事件・事故に関する通報

事件・事故等に関する情報は、最寄りの警察署又は交番・駐在所に連絡してください。

また、緊急の対応を要する場合は110番通報してください。

10 質問や要望、苦情等への対応

本アカウントでは、原則として質問、要望、苦情等について対応しませんので、長崎県警察ホームページによりお申し出ください。

11 運用ポリシーの掲載及び変更

運用ポリシーは、必要に応じて予告なく変更する場合があります。

その場合は、変更内容を長崎県警察ホームページに掲載します。

令和元年6月20日

長崎県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課